

令和7年度 地域スポーツの場づくりに関するオンラインセミナー
第2回 誰もが安全・安心に活用できるスポーツ空間



スポーツ庁

スポーツ施設の安全管理について

令和7年9月9日（火）

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付

地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

ハード・ソフト両面から、施設の安全確保を行い、
地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる
環境を整備していくことが求められる。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、**当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図る**よう努めるものとする。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現
（「質」的充実）

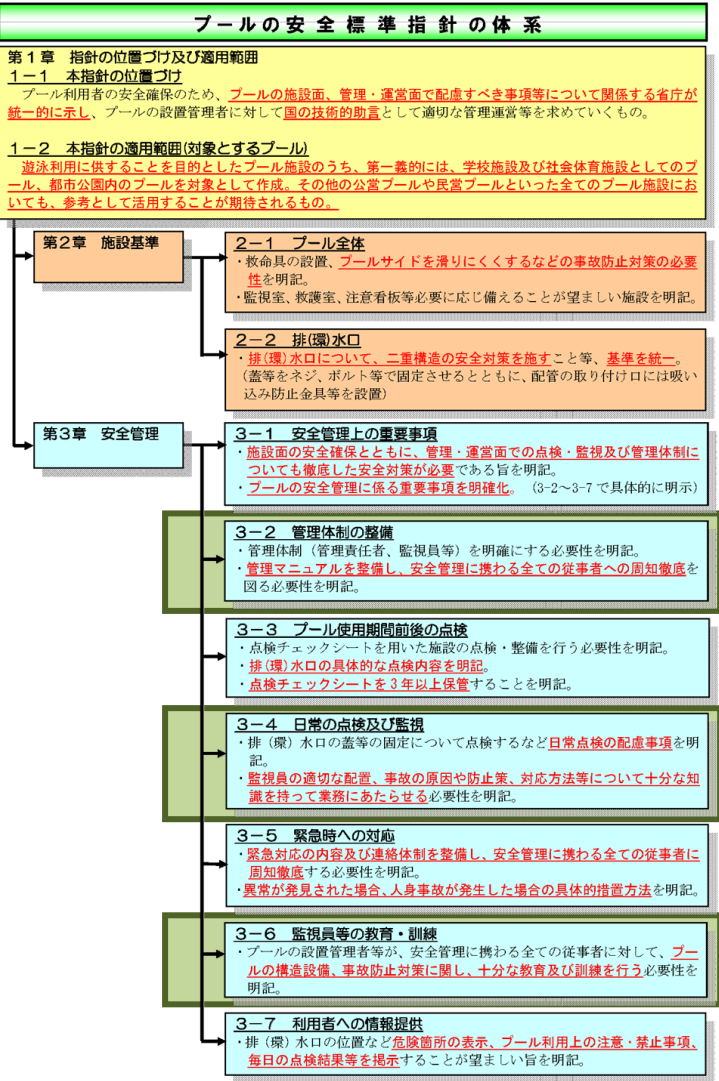
ク 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、**スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供**や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化等の自然災害への**ハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進**する。

■ 水泳等の事故防止について（通知）（令和7年5月2日）

- 水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「**プールの安全標準指針**」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）を参考として、**地域の実情に即した適切な措置を徹底**
- プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、**安全点検及び確認を徹底**
 - (1) プールの利用期間前に、
 - ✓ **排（環）水口の蓋の設置の有無**を確認
 - ✓ 蓋がない場合及び固定されていない場合は、**早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図る**ほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても**丈夫な格子金具とする**などの措置をし、いたずらなどで**簡単に取り外しができない構造**とすること
 - ✓ 屋内プールにあっては、**吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること**
 - (2) プールを安全に利用できるよう、
 - ✓ **救命具の設置**や、**プールサイド等での事故防止対策**を行う
 - ✓ 適切かつ円滑な**安全管理を行うための管理体制**を整えること
 - ✓ 監視員については、**プール全体がくまなく監視できるよう十分な数**を配置
 - ✓ 救護員についても、**緊急時に速やかな対応が可能となる数**を確保すること
 - (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、
 - ✓ 監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、**就業前に十分な教育及び訓練**を行うこと
 - ✓ 使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、**就業前に同様の教育、訓練**を行うこと

等

○文部科学省及び国土交通省では、「プールの安全標準指針」（平成19年3月）を策定。
 ○プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき事項等について、関係する省庁が統一的に示し、プールの設置管理者に対して、国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくもの。



「プールの安全標準指針」では、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、**監視員の適切な配置**を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について**十分な知識を持って業務に当たらせる**ことが必要としており、

- ・公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすること
- ・集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮すること等が望ましいとしている。また、プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者は、監視員等の安全管理に携わるすべての従業者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておく必要があるとしている。

＜公益法人等が実施する講習会の例＞

公益財団法人日本スポーツ施設協会
 「公認水泳指導管理士養成講習会」「スポーツ救急員公認インストラクター養成講習会」等



救助用器具の使用方の講習



応急手当方法の講習

体育館の床板剥離による負傷事故防止

スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について、日頃より十分な情報収集を行うとともに、事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合は一時中止などの適切な対応をとることが必要。

例：プールの排水設備等に起因するもの、体育館のフローリングの劣化等によるもの等

- ✓ 平成29年5月、消費安全調査委員会より、体育館の床板の剥離による負傷事故に関して行った消費安全法の規定に基づく調査結果を、消費者安全確保の見地から文部科学大臣に対して意見が提出

表1 体育館の床板の剥離による負傷事故の事例¹⁾

発生年	竣工又は木製床の全面改修から事故発生までの年数	被災者の動き	負傷部位	入院日数
平成18年	16年	バレーボール	胸部	1週間～10日程度
平成23年	8年	バレーボール	胸部	7日間
平成25年	2年	バレーボール	腹部（内臓損傷）	27日間
平成25年	26年	バレーボール	腹部	4日間
平成26年	31年	バレーボール	腹部	12日間
平成27年	25年	フットサル	背中（内臓損傷）	24日間
不明	不明	バレーボール	左大腿部から下肢 ²⁾	不明

¹⁾ 消費者庁の事故情報データベースに寄せられた事例は2件。それ以外の5件は報道情報によるもの。このほかに、報道情報によれば、2件の軽症の事故があった（平成24年、平成27年に発生）。

「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書
-体育館の床板の剥離による負傷事故-」（消費者庁、平成29年5月29日）
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010

- ✓ 体育館の所有者及び管理者による、調査報告書を踏まえた、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止をより一層推進するため、文部科学省及びスポーツ庁より、維持管理における取組等を適切に実施するよう通知を发出

■ 事故防止のための適切な維持管理の内容

1. 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）
2. 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置
3. 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定
4. 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管
5. 施設利用時における注意事項の利用者への周知

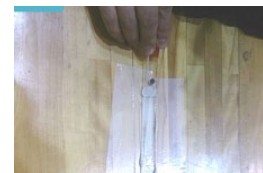
「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」
（29施企第2号平成29年5月29日）

- ✓ 令和6年12月から令和7年2月にかけて、目視による日常点検等を実施している学校においても、体育館の床板の剥離（ササクレ・ひび割れ・欠け等による剥がれ）等による負傷事故が相次いで発生している。

- ✓ これらの事故を受け、文部科学省において、同様の事案の再発防止と体育館の安全確保に万全を期すため、令和7年5月に、「体育館の床板の剥離による事故防止について—子供たちを守るために—」を作成。



柔らかい布を使用した床板の点検方法の例



ササクレが見つかった際の床板の簡易補修（パテ埋め補修）の手順例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/mext_00003.html

■ スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）（令和7年5月2日）

○ 基本的な考え方

夏期においても、心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進等の観点から、運動・スポーツを継続して実施することは重要であり、安全を確保したうえでの運動・スポーツの実施のために以下の重点事項に留意しつつ、熱中症対策に万全を期すことが重要であること。

○ 重点事項

- a 本格的に暑くなる前の時期で、体が暑さに慣れていない中で急に暑い環境にさらされると熱中症になりやすいことから、気温等がそれほど高くない日に無理のない範囲で汗をかき、徐々に暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を行うこと。
- b 活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること。特に、スポーツイベント・大会の実施に当たっては、開催地域における暑さ指数の状況等も参考にしながら、これまでと開催時期を変更する、開催時間帯をずらす、運動負荷を軽減する、健康に被害が生じるおそれがある場合は中断・中止するなど、熱中症予防に配慮した開催方法を検討すること。
- c スポーツ活動前や活動中、活動後に、健康をチェックし、適時・適切な水分・塩分補給を行うとともに、多様かつ効果的な身体冷却を行うこと。
- d 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、身体冷却、病院への搬送を行うこと。
- e 環境省が発表する熱中症警戒情報に留意し、警戒情報発出時に運動・スポーツを実施する場合は、エアコンがある屋内など涼しい環境を確保（屋外において実施する場合は上記b～eの対策を徹底）すること。

※具体的な内容は、弊庁HP掲載の通知をご覧ください。

【参考】スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）（令和7年5月2日付）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00051.html

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目のない推進
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用への推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト <p>⇒ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 <p>⇒ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 <p>⇒ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化 <p>⇒ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 <p>⇒ 72施策</p>

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等 <p>⇒ 28施策(76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めた耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等 <p>⇒ 42施策(87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等 <p>⇒ 16施策(24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 <p>⇒ 13施策(18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等 <p>⇒ 16施策(29指標)</p>

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

105

【文部科学省】公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化

対応課題：(5)地域における防災力の一層の強化

概要 要：気候変動による風水害の激甚化・頻発化、巨大地震が想定されることを踏まえ、災害発生時における地域住民の生命・安全の確保及びスポーツ活動の早期再開を目的に、公立社会体育施設の耐震化を推進するとともに、避難所等といった地域の支援拠点としての役割も担う公立社会体育施設の空調設置を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

個別施設計画等に基づき効果的・効率的に公立社会体育施設の耐災害性の向上及び防災機能の強化を推進することにより、地域住民等の生命・身体への被害を防止し災害時の避難所の役割を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
避難所等にもなる公立社会体育施設(11,741施設)における構造体の耐震対策完了率	86.8% (R5)	100% (R10)	100% (R10)
避難所等にもなる公立社会体育施設(11,741施設)のうち、空調設備の設置が必要と認められる室(6,280室)における空調設備の設置完了率	27.1% (R5)	35.7% (R12)	100% (R65)

◆実施主体：

- ・公立社会体育施設の設置者



耐震対策前



耐震対策後
(屋根のブレース補強)



空調設置状況(遠景)



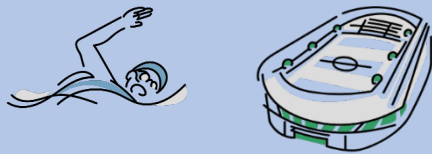
空調設置状況(近景)

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、災害対応の浄水プール等は1/2

R7制度改正

- 公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（32億円の内1,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

⑦ 緊急防災・減災事業

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

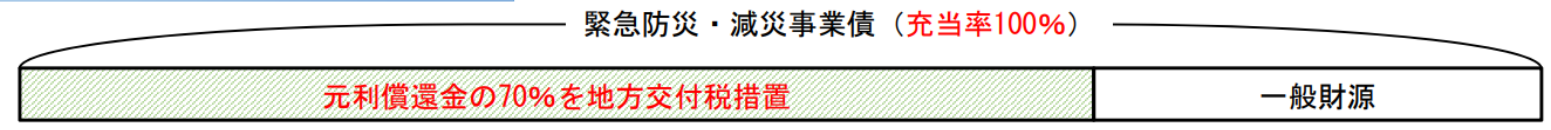
対象事業 ※事業費 5,000億円(令和6年度)

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
 - ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
 - ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
 - ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
 - ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化
- ※ 令和6年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加
消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備、緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備、防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備、災害応急対策を継続するためのトイレカーの整備
- ※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



<経緯>

- 令和3年4月、木製の防球ネット支柱転倒による、児童の死傷事故が発生
- 防球ネットの安全性を維持していく上で、設計、構造、施工、点検において統一された共通ルールがない
- 防球ネット施工に携わる者は経験値から危険を察知できても、実際に施設を管理運営する管理者には不明点が多い
- 既設防球ネットの管理基準を設定し、防球ネットの部位名称の統一、各部材の役割、基本的構造、点検方法や管理方法を掲載したマニュアルを、一般社団法人日本防球ネット施設業協会が作成(令和5年4月)

【マニュアルの内容】

第1章 防球ネットについて

第2章 簡易点検

第3章 防球ネット台帳作成

第4章 緊急点検

項目 ⑩ 天井ネット 天井ネットが降下しない(固定されている)		○×	区分 A
項目 ⑪ 昇降用ウインチ(可動部用機器) ウインチ及び可動部が 作動しない		○×	区分 A
項目 ⑫ かさ上げ 設置時期が明確ではないが、かさ上げをしている		○×	区分 A
項目 ⑬ 追加防砂ネット(下部オプション) 設置時期が明確ではないが、防砂ネットを追加設置している		○×	区分 A
項目 ⑭ 周囲の仮設・障害物 防球ネットの周囲に飛散しやすい仮設物(テント、日よけ、小屋等)が常設してある 又は、つる草が防球ネットを覆っている		○×	区分 C
その他の問題			

第4章 4-1 緊急点検表

地震や台風後の防球網の簡単診断です。災害後の施設利用前に○×で点検確認してください。

質問 ① 支柱が大きく傾いている
右絵のような大幅に傾いている

質問 ② 柱のひび割れ(PC柱)
支柱がひび割れてコンクリートがはがれ落ちている(内部鉄筋が露わになっている)。

質問 ③ 鋼管柱が曲がっている
支柱の根元が折れている。
又は、中間から変形して曲がっている。

質問 ④ ジョイントビームが傾いている
ジョイントビームが傾いて、縦ね1m程度傾いている(平行にずれている、落下している場合も○)。

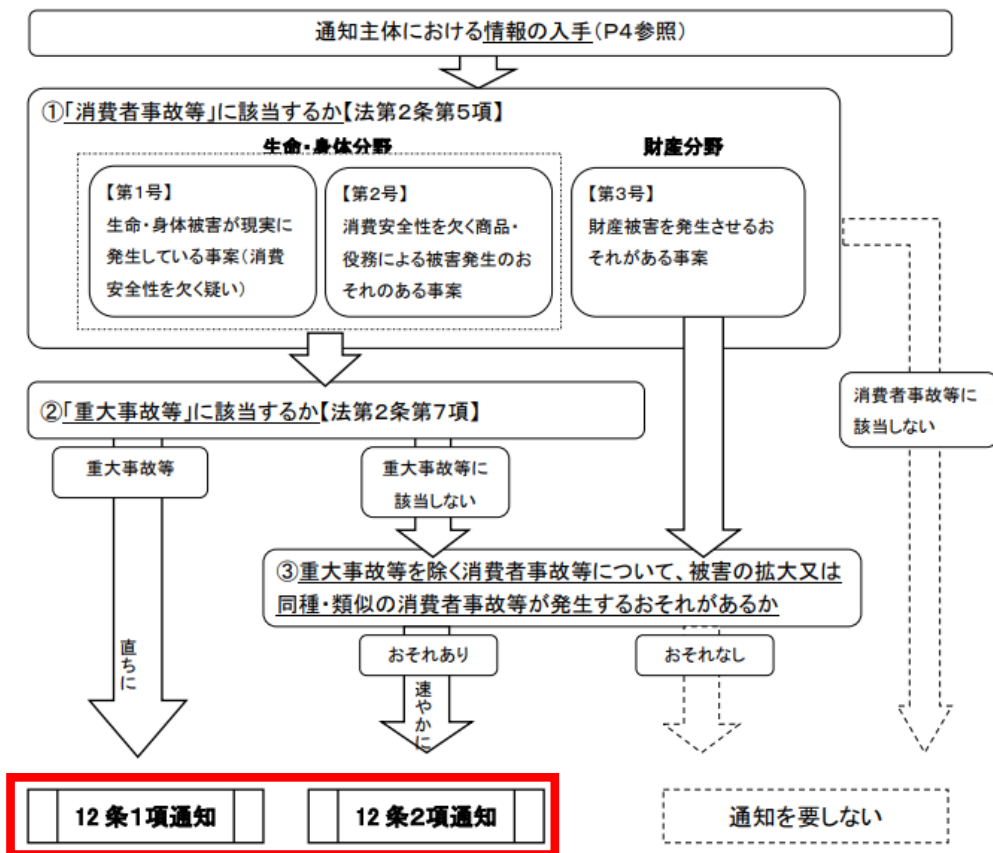
質問 ⑤ 地面が隆起している
土砂の流出や液状化により地面が隆起し、防球網の基礎や根入れ部分が露出している。

質問 ⑥ 飛散物が網に引っかかっている
飛散物(シート物、波板等の風を通さないもの)が網に付いて撤去することができない。

※参照URL：一般社団法人 日本防球ネット施設業協会「令和5年度版 既設防球ネット点検マニュアル」
<https://n-boukyunet-fa.com//wp/wp-content/themes/swell/img/maintenancestandards-01.pdf>

● スポーツ庁へ通知すべき消費者事故等

- 重大事故等に該当するもの
- 被害の拡大又は同類・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるもの



- 事故の発生した床板の写真撮影
 - 発生位置の記録
- のほか、
- 床破片の保存
 - 負傷者の衣類保存
- の協力もお願いいたします。

※消費者事故等の報告については、引き続きご協力お願いいたします。

(出典) 消費者庁「消費者事故等の通知の運用マニュアル (令和6年3月12日改正)」

【参考】
 「消費者事故等の通知について(依頼)」 令和5年2月22日付け消費者庁消費者安全課、消費者庁消費者政策課、文部科学省大臣官房総務課、スポーツ庁健康スポーツ課事務連絡
 「スポーツ施設における安全確保及び消費者事故等の通知について」令和7年5月9日付けスポーツ庁参事官(地域振興担当)事務連絡
 ※スポーツ庁HP掲載箇所：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1386988.htm